

チャレンジ25キャンペーンへの参加方法

チャレンジ25キャンペーンには、「個人会員」と「企業・団体会員」の2種類があります（企業団体として参加した上で、個人として参加することもできます。）

個人並びに新規に参加される企業団体は、「1. 新規参加手続」により、登録手続きを行ってください。

なお、「チーム・マイナス6%」に参加していた企業団体は、新規登録で必要となる書類などを省略して、簡易に移行手続ができますので、「2. 移行手続」により、登録手続きを行ってください。

1. 新規参加手続（個人、チーム・マイナス6%に賛同していない企業団体）

◆ 「チャレンジ25宣言」スキーム（個人向け）

個人チャレンジャーとしての登録希望者は、「チャレンジ25キャンペーン」のWEBサイト（<http://www.challenge25.go.jp>）にアクセスし、「チャレンジ25キャンペーン」が推進する「6つのチャレンジ」のなかから、自分ができるチャレンジの選択と宣言を記載すると、「チャレンジ25キャンペーン」のバナー及び宣言書がダウンロードできます。

○ 「チャレンジ25宣言書」（個人向け、WEB用）



The screenshot shows the 'Challenge25 Declaration Form' for individuals. It features a summary of challenges (shopping, energy, etc.), a declaration of participation, and a download section for the declaration document.

◆ 「チャレンジ25宣言」スキーム（企業・団体向け）

ステップ①

「企業・団体チャレンジャー」
登録

企業・団体の参加（チャレンジャー登録）希望者は、「チャレンジ25キャンペーン」のWEBサイト（<http://www.challenge25.go.jp>）にアクセスし、「チャレンジ25キャンペーン」が推進する「6つのチャレンジ」のなかから、各企業ができるチャレンジの選択し、所定の手続きを経て登録が完了すると、「チャレンジ25キャンペーン」のロゴマークがダウンロードできるようになります。



ステップ②

「チャレンジ25宣言」

「チャレンジャー企業・団体」登録が完了した企業・団体は、「チャレンジ25宣言」を実施することができます。

【チャレンジ25宣言】

ハード10項目、ソフト10項目（合計20項目）のうち、5つ以上の取組項目を選択します。

プラス、各企業ごとに温暖化防止に向けた「マニフェスト」を記入すると、「チャレンジ25宣言証」がダウンロードできます。

2. 移行手続(チーム・マイナス6%に賛同していた企業団体)

通常、新規に参加登録する場合は、登記簿謄本等の書類提出や、企業等の所在情報等の入力が必要となります。既に、チーム・マイナス6%に参加いただいている企業団体におかれましては、以下の手続きをしていただければ、そうした書類や基本情報を事務局にて引き継ぐことが出来ますので不要となります。

御手数ですが、以下の要領に従い手続きを行っていただきますようお願いします。

1. チャレンジ25キャンペーンのからのお知らせメールを保存されている場合

①既に、事務局より配信されている、「『チャレンジ25キャンペーン』からのお知らせ」というメールの「【1】新しい国民運動「チャレンジ25キャンペーン」にご参加ください！」という欄に記載のある以下のURLをクリックしてください。

例：<https://www.team-6.net/ch25/XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX/>



②上記URLをクリックすると、登録済みの企業団体名が記載された「チャレンジ25キャンペーン移行ログイン画面」が表示されますので、チーム員企業・団体毎に付与されたチーム員企業団体IDを入力し、ログインしてください。

なお、チーム員企業・団体IDを忘れてしまった場合には「IDを忘れた方はこちら」をクリックの上、所要の欄に、チーム・マイナス6%のチーム員に参加された際に登録したメールアドレス（メールマガジンを配信しているメールアドレスです）を入力してください。

折り返し「チーム員企業・団体登録ID」が記載されたメールが届きますので、再度「ログイン」画面に戻っていただき、チーム員企業・団体登録IDを入力ください。



③ログインが完了すると「チャレンジ25キャンペーン移行画面」に移ります。

活動規約をご一読の上、6つのチャレンジから一つ以上のチャレンジを選択し、ロゴマークの使用用途を記入します。その上で、「移行に同意する」にチェックの上、「送信」ボタンをクリックします。これで登録手続きは終了です。

2. メールを保存していない、又は、登録メールアドレスを把握していない場合

上記のお知らせメールを保存していない場合や、チーム・マイナス6%に参加した際の登録メールアドレスを把握していない場合は、事務局（info@challenge25.go.jp）までご連絡いただければ、登録済みのメールアドレスをお伝えします。